



茨城県マスコット ハッスル黄門

みんなで進めよう
茨城農業改革

みどり

第八回 茨城県美しい水と里づくり

優良活動表彰事例集

【中山間地域等直接支払制度部門】



【茨城県知事賞】常陸太田市 下宮河内A集落



平成28年2月

茨城県

第^{みどり}八回茨城県美しい水土里づくり優良活動表彰

～ 中山間地域等直接支払制度部門について ～

■目的

茨城の農村地域では、八溝山や筑波山・霞ヶ浦など豊かな自然環境の中で脈々と農業が営まれ、美しい風景などの資源が継承されてきました。

しかしながら、中山間地域等は、高齢化の進展や担い手の減少などにより、耕作放棄地の増加が懸念されています。

本表彰は、農地や水路・農道等の管理，農業・農村が持つ多面的機能の増進，生産性や収益の向上などについて，優良な取り組みをしている集落を表彰し，茨城の農村の魅力を県内外に発信することを目的としています。

■対象

表彰の対象は、県内で中山間地域等直接支払制度に取り組む集落で、市町村長から推薦を受けた集落です。

■主催

茨城県，全国山村振興連盟茨城県支部

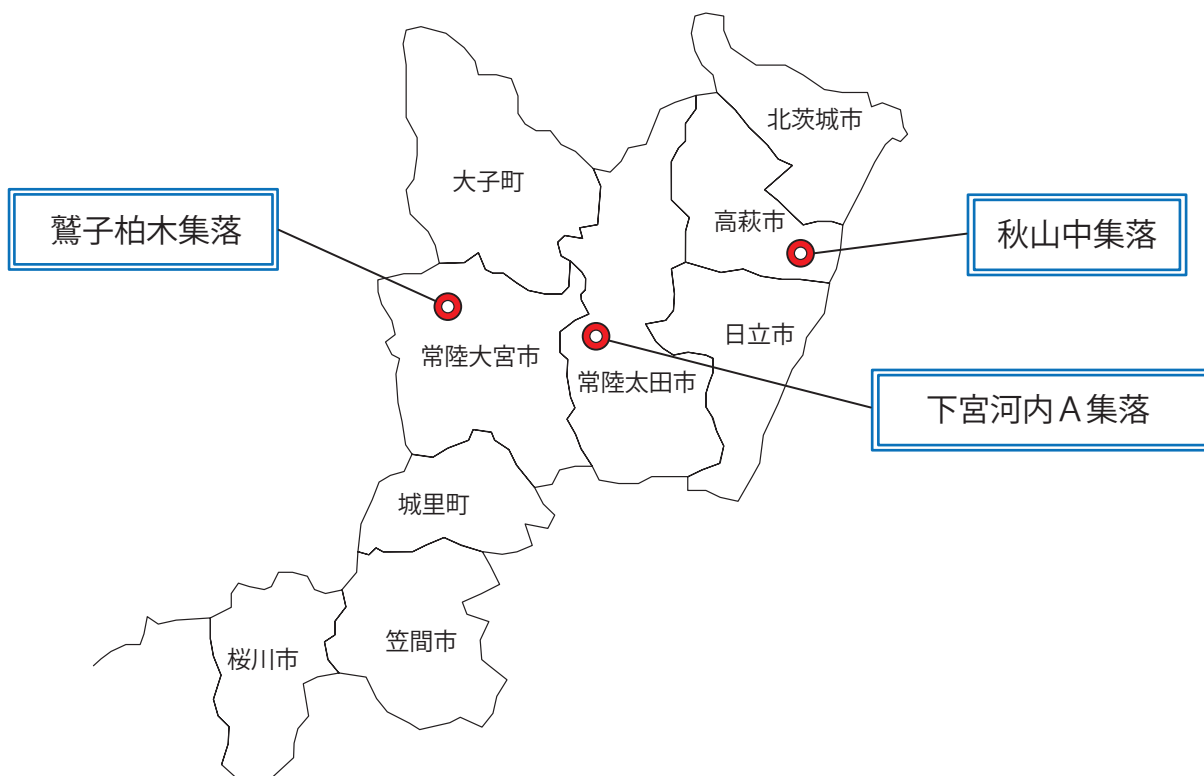
■賞の種類

茨城県知事賞 1点

全国山村振興連盟茨城県支部長賞 1点

茨城県農林水産部長賞 1点

■受賞集落の位置図



目次

【茨城県知事賞】

常陸太田市	<small>しもみやかわうち</small> 下宮河内A集落	1
-------	------------------------------------	---

【全国山村振興連盟茨城県支部長賞】

高萩市	<small>あきやまなか</small> 秋山中集落	3
-----	--------------------------------	---

【茨城県農林水産部長賞】

常陸大宮市	<small>とりのこかしわざ</small> 鷺子柏木集落	5
-------	-----------------------------------	---

中山間地域等直接支払制度の内容	7
-----------------	---

中山間地域等直接支払制度の平成28年度概算決定の概要	11
----------------------------	----

平成26年度の実施状況	12
-------------	----

注) この事例集の記載内容は、市町村より提出された推薦書をもとに作成しています。

共同活動による美しい田園景観の維持

集落協定の概要

協定開始年度	平成 12 年度	個人配分率	50%		
協定参加者	19 名（農業者 19 名）			共同取組活動分	50%
協定面積	田2.8ha	交付金額	18 万円		
傾 斜	小区画・不整形			役員報酬	28%
交付単価	8割単価			水路・農道管理費	67%
			その他(会議費等)	5%	

集落の活動内容

<h4>農用地，水路・農道の管理活動</h4> <ul style="list-style-type: none"> 農地法面の定期的点検 共同で年 3 回点検 各個人で随時管理 水路 0.6km 共同で年 2 回清掃 年 2 回草刈り 随時巡回を実施 農道 1.0km 共同で年 2 回草刈り 随時巡回を実施 	<h4>鳥獣害防止対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵・防獣ネットを設置 	<h4>担い手育成の取組み</h4> <ul style="list-style-type: none"> 新規就農者の確保 後継者が就農しやすい 環境の整備
	<h4>多面的機能の増進活動</h4> <ul style="list-style-type: none"> 周辺林地の下草刈り 年 2 回 約 0.06ha 実施 	<h4>特記事項</h4> <ul style="list-style-type: none"> 支援体制整備 地域住民の一致団結による農業用施設の維持 管理体制の構築

取組に至る経緯

- ・当地域は山林と河川に挟まれた傾斜地にあり，田は小区画・不整形で基盤整備が実施できない厳しい農業生産条件の中，斜面の草刈りや狭い水路の清掃等の維持管理が生産者にとって負担になっていた。
- ・近年，特にイノシシの被害が顕著であり被害防止対策が急務となっていた。
- ・生産者の高齢化・後継者不足による農業生産活動の維持が懸念されていた。
- ・地域の農業生産活動を維持していくためには，本制度を活用し集落全体で取り組む必要があると判断し，平成 12 年度から本制度に取組んでいる。

特徴的な取組

- ・ 農地間の高低差が大きく法面も急傾斜のため、法面の草刈りが負担となっていたが、地域住民共同で法面に梯子を掛けて草刈りを行うなどの取組みにより、個人の負担を軽減し、農地の適正な管理を実施している。
- ・ 農作物や農地への被害が増加しているイノシシ対策として、広範囲に防護柵・防獣ネットを設置し、周辺林地の下草刈り等と併せてイノシシを農地に近づけない環境を整備し、効果的な被害防止に取り組んでいる。
- ・ 地域全体でサポートする体制を作り、後継者が就農しやすい環境を整備している。



○足場の悪い用水路の清掃



○適正に管理されている急傾斜法面



○防護柵・防獣ネットの設置



○美しい田園景観の維持

取組による成果、今後の課題等

- ・ 山間部の急傾斜地で、さらに不整形と営農条件が非常に厳しい中で農業生産活動が継続されていることが大きな成果である。
- ・ 防獣害対策の強化により、被害が減少し生産者の生産意欲が向上した。
- ・ 地域の共同活動により世代間の交流が増加し、後継者世代の農業への関心が高まった。

農村環境保全活動×世代間交流

集落協定の概要

協定開始年度	平成 13 年度	個人配分率	50%
協定参加者	33 名（農業者 33 名）	共同取組活動分	50%
協定面積	田 19.9 ha	作業手当， 役員報酬等	23%
傾 斜	田・緩傾斜 1/100	共同機械管理費	25%
交付単価	通常単価	水路・農道管理， 景観作物栽培経費	38%
		農地管理費等	14%

交付金額
159 万円

集落の活動内容

農用地，水路・農道の管理活動

農地法面の定期的点検
共同で年 **2** 回点検
各個人で随時管理

水路 **0.7** km
共同で年 **2** 回清掃
年 **2** 回草刈り

農道 **1.0** km
共同で年 **2** 回草刈り
適宜，砂利敷き等による補修実施

多面的機能の増進活動

周辺林地の下草刈り
年 **1** 回 約 **0.3**ha実施

景観作物の作付け
常陸秋そば **0.5**h
作付け

特記事項

三世代交流の実施
子供達によるそばの種まき・収穫体験及び収穫したそばを試食する三世代交流会の実施

生産性・収益向上活動

機械・農作業の共同化
大型機械の共同利用
1.7ha実施

担い手育成の取組み

新規就農者の確保
新規就農者 **1** 名を確保

認定農業者の育成
認定農業者 **1** 名を育成

担い手への農作業委託
空中散布による病害虫防除 **8.3**ha 実施

取組に至る経緯

- ・以前から集落ぐるみで農村環境保全活動や世代間交流を実施していた集落であるが，農業者の高齢化や担い手不足等により，地域共同による農村環境保全活動に支障を来たす恐れがあるとし，本制度の活用による個人の負担軽減と活動を継続していける体制整備強化を図ることを目的に，平成 13 年度から本制度に取り組んでいる。

特徴的な取組

- ・新規就農者1名の確保や認定農業者1名の育成など、地域の担い手となる人材育成に力を入れ、大型機械の共同利用1.7haや空中散布による病害虫防除作業の担い手への委託8.3haを実施するなど、地域農業の体質強化を図っている。
- ・農業の継続が困難となった場合、集落内の認定農業者、中核となる農業者又は集落ぐるみの共同取組活動により、農業生産活動等の維持を図る体制を整備している。
- ・景観作物として常陸秋そばを作付けしており、子供達への種蒔き・収穫指導など体験学習の場を提供している。
- ・三世代交流事業として、収穫したそばの試食会を実施し、世代間交流の拡大を図っている。



○機械の共同利用による農道の補修



○常陸秋そばの作付け



○子ども達への常陸秋そばの作付け指導



○三世代交流会（そばの試食）の実施

取組による成果、今後の課題等

- ・大型機械の共同利用や担い手への農作業委託、新規就農者の確保、認定農業者の育成等積極的に地域農業の体質強化に取組み、農業生産活動の体制整備を図った。
- ・三世代交流会の実施により住民の意思疎通が図られ、農業者だけでなく、その家族や集落内の非農家等、地域住民一体となった農村環境保全活動が実施されている。
- ・新たな担い手の発掘と育成を図り、将来に渡り農村環境保全活動を実施していく。

共同活動による農業生産活動の維持を目指す

集落協定の概要

協定開始年度	平成 12 年度	交付金額	個人配分率	50%
協定参加者	11 名（農業者 11 名）		共同取組活動分	50%
協定面積	田 3.6 ha		役員報酬	7%
傾 斜	田・緩傾斜 1/67			水路・農道管理費
交付単価	通常単価	その他（諸経費）		1%
		28 万円		

集落の活動内容

農用地，水路・農道の管理活動

農地法面の定期的点検

共同で年 1 回点検
各個人で随時管理

鳥獣害防止対策

電気柵，防護柵・ネットの設置

水路 2.9km

共同で年 1 回清掃
年 1 回草刈り

農道 3.0km

共同で年 1 回草刈り
適宜，簡易補修の実施

柏木堰の維持管理

共同で年 1 回清掃

用水ポンプの維持管理

共同で年 1 回土砂撤去
適宜，補修の実施

多面的機能の増進活動

桜並木の管理

協定農用地隣接の桜並木の管理
共同で年 1 回草刈り，剪定

緒川堤防の管理

適宜，協定農用地隣接の緒川堤防の草刈り

生産性・収益向上活動

担い手への農作業委託

田 0.5 ha で実施

機械・農作業の共同化

共同散布の実施

特記事項

支援体制整備

耕作困難となった農地を，集落内で農作業受託により農業生産活動を維持

取組に至る経緯

- ・昭和 51 年に基盤整備を実施したが，平地農業地域と比較すると生産条件が厳しく，高齢化の進展や米価の低迷等により営農意欲の減退と集落の活力低下が見られる。
- ・本制度を活用し，柏木堰・用水ポンプ施設の維持管理修繕を実施し，農業生産活動が継続できる体制作りを確立させるため，平成 12 年度から本制度に取組んでいる。

特徴的な取組

- ・共同活動により柏木堰の清掃や用排水路の土砂撤去、用水路の修繕、用水ポンプ貯水槽の土砂撤去、用水ポンプの修繕等、用排水施設の適切な維持管理を実施している。
- ・農道の凸凹補修や、脇を流れる緒川の堤防の草刈りを実施し、農作業車の円滑な交通を確保している。
- ・電気柵、防護柵、ネットを設置しイノシシの被害を防止している。
- ・協定農用地に隣接する桜並木を地域共同で管理し、地域住民や訪れる方の憩いの場となっている。



○用水路の清掃（土砂撤去）



○柏木堰の清掃



○イノシシ対策用電気柵の設置



○適正に管理された農地と桜並木

取組による成果、今後の課題等

- ・共同活動に取組むことで、用水堰や用水ポンプなどの農業用施設が適切に維持されるとともに、集落内の交流が継続されている。
- ・高齢などにより耕作困難となった場合も、集落内での農作業受委託により、耕作放棄地の発生を防止している。
- ・高齢化が進む中で、地域の協力により営農の継続と耕作放棄地の発生防止を図る。

中山間地域等直接支払制度の内容

制度全般について

中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それにしたがって5年間以上農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて交付金を交付する制度です。

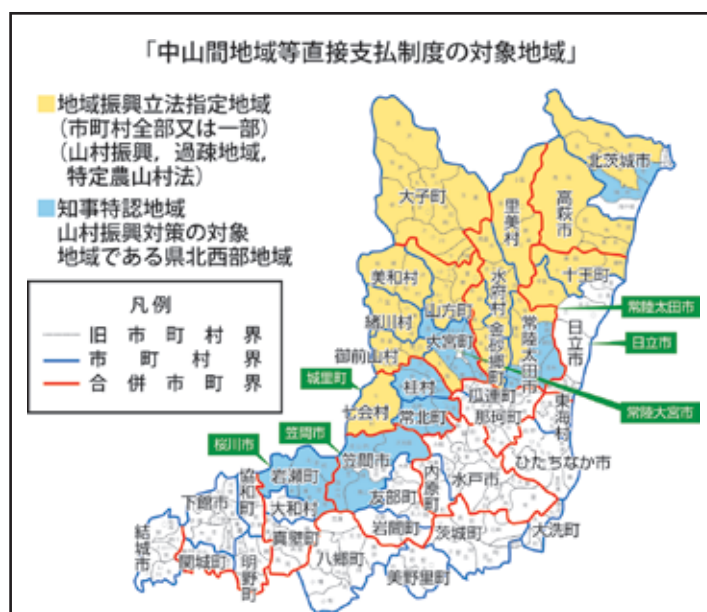
平成27年度から平成31年度までの第4期対策では、これまでの制度の枠組みを維持しつつ、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりの後押しや、超急傾斜農用地の保全・活用に関する活動を支援するなど、農業や農村を将来にわたって維持するための取組みへの支援を強化し実施されています。

● 対象地域

茨城県では、対象地域は次のとおりです。

市町村名	特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域	県知事の特認地域
日立市	旧十王町, ㊤中里村	—
常陸太田市	旧金砂郷町, 旧水府村, 旧里美村, ㊤誉田村, ㊤河内村	㊤機初村, ㊤世矢村, ㊤西小沢村, ㊤幸久村, ㊤佐竹村, ㊤佐都村
高萩市	全域	—
北茨城市	㊤関本村, ㊤華川村	㊤磯原町, ㊤関南村
笠間市	—	㊤大池田村, ㊤北山内村, ㊤南山内村, ㊤西山内村
常陸大宮市	旧御前山村, 旧山方町, 旧美和村, 旧緒川村, ㊤大場村	旧大宮町 (㊤大賀村, ㊤世喜村, ㊤上野村, ㊤静村, ㊤塩田村, ㊤玉川村)
桜川市	—	旧岩瀬町
城里町	旧七会村	旧常北町, 旧桂村
大子町	全域	—

※ (注) ㊤市町村名は、昭和25年2月1日当時の市町村名



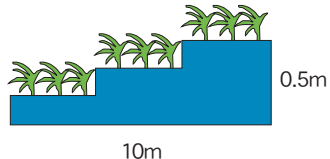
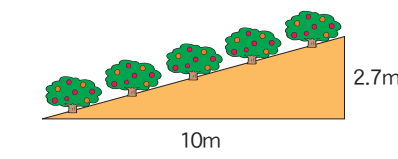
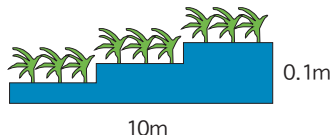
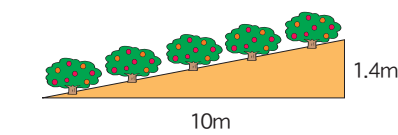
● 対象農用地及び交付金の通常単価

対象農用地は、農振農用地区域内にある一団の農用地（※1）で、かつ下の図中の傾斜等の基準を満たす農用地です。

交付金の通常単価（次頁参照）は、下の図中に示した金額です。

（※1）一団の農用地とは、1 ha 以上の団地、または

集落協定に基づく共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上のものです。

○急傾斜地		10a 当たりの交付額	
水田 傾斜 1/20	畑, 草地, 採草放牧地 傾斜 15°	田	21,000 円
		畑	11,500 円
		草地	10,500 円
		採草放牧地	1,000 円
○緩傾斜地（市町村長が特に必要と認めるもの）		10a 当たりの交付額	
水田 傾斜 1/100	畑, 草地, 採草放牧地 傾斜 8°	田	8,000 円
		畑	3,500 円
		草地	3,000 円
		採草放牧地	300 円
○小区画・不整形な田			
○高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地（市町村長が特に必要と認めるもの）			

● 加算措置（10a 当たり加算額）

①集落連携・機能維持加算	
ア 集落協定の広域化支援 地目によらず 2,000 円	複数集落（2集落以上）が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算
イ 小規模・高齢化集落支援 田 4,500 円, 畑 1,800 円	本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算
②超急傾斜農地保全管理加算 田・畑 6,000 円	超急傾斜地（田：1/10 以上、畑：20° 以上）の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算

※加算措置は、交付金の通常単価（次頁参照）に該当する場合に対象となります。

● 交付金の返還

協定農用地の耕作や維持管理が行われない等、協定の内容が適切に実施されなかった場合は、交付金の返還を求められる場合があります。（農業者の死亡や、高齢化等による身体機能の低下、農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由によって耕作ができなくなった等、不可抗力の場合は交付金の返還を求められません。）

集落協定について

● 集落協定とは

集落協定は、対象農用地において、農業者等の中で締結します。集落の農業の将来像や保全すべき農用地・水路等について話し合い、取り組む活動、交付される交付金の使用方法等を取り決めます。市町村長の認定を受け、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。

～集落協定で取り決める内容～

- 協定の対象となる農用地の範囲
- 構成員の役割分担
 - ・農用地の管理者及び受託の方法
 - ・水路・農道の管理活動の内容と作業分担
 - ・経理担当者、代表者等
- 集落マスタープラン
 - ・集落の10～15年後を見据えた将来像
 - ・将来像を実現するための5年間の活動計画
- 協定で取り組む活動内容
- その他、交付金の使用方法など



● 交付対象者

集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

● 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。

通常単価の8割

(必ず実施しなければならない事項)
以下の取組までを行う協定には
通常単価の8割の交付となります。

- ① 集落マスタープランの作成
- ② 農業生産活動等
 - 耕作放棄の発生防止活動
高齡農家の農用地の賃借権設定、
法面保護・改修等
 - 水路・農道等の管理活動
補修、泥上げ、草刈り等
- ③ 多面的機能を増進する活動
(次のうち1つ以上を選択)
 - 国土保全機能を高める取組
周辺林地の管理等
 - 保健休養機能を高める取組
景観作物の作付け、
市民農園・体験農園の設置等
 - 自然生態系の保全に資する取組
魚類・昆虫類の保護等

通常単価(10割)

左欄に加え、以下の取組を行う協定には
通常単価(10割)の交付となります。

- ① 農用地等保全体制整備
- ② 農業生産活動等の継続に向けた活動
(次のA～Cの要件から1つ以上を選択)

A 要件	<ul style="list-style-type: none"> ○農業生産性の向上 (2つ以上を選択※取組の内容・条件により1つ以上の場合もあり) ・機械・農作業の共同化 ・高付加価値型農業の実践 ・農業生産条件の強化 ・担い手への農地集積 ・担い手への農作業の委託
B 要件	<ul style="list-style-type: none"> ○女性・若者等の参画を得た取組 (1つ以上を選択) ・新規就農者等の確保 ・地場産農産物等の加工・販売 ・消費・出資の呼び込み
C 要件	<ul style="list-style-type: none"> ○集団的かつ持続可能な体制整備 ・高齡農家でも安心して農業に取り組める体制づくり

個別協定について

● 個別協定とは

① 利用権の設定等又は受委託契約の締結

個別協定は、傾斜等の基準を満たす農用地において、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間で利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（※1）の受委託（田3種類以上、畑2種類以上、草地1種類以上）について締結します。

市町村長の認定を受け、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。

～個別協定で取り決める内容～

- 協定の対象となる農用地
- 設定権利等の種類
- 設定権利者、委託者名（出し手）
- 設定権利等の契約年月日、契約期間
- 交付金の使用方法
- 加算措置適用のために取り組むべき事項

（※1）基幹的農作業とは

田畑の場合	草地の場合
耕起	耕起
代かき又は整地	播種
田植え又は播種	収穫
整枝・剪定	乾燥・調製
病虫害防除	
収穫	
乾燥・調製	

② 自作地を含めて交付対象とする場合（傾斜等の基準を満たすことが必要）

次の条件を満たす場合は、認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができます。

①の利用権の設定又は受委託契約の締結に加えて、

一団の農用地すべてを耕作している者 又は 3ha以上の経営の規模を有している者	が	農業生産活動等として取り組む事項（※2） 又は 農用地の利用権の設定等として取り組む事項（※3）
---	---	--

を協定に規定する場合

（※2）農業生産活動等として取り組む事項とは、耕作放棄地の防止活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能を増進する活動です。

（※3）農用地の利用権の設定等として取り組む事項とは、平成31年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合（協定認定時面積の10%又は0.5haのうちいずれが多い方）以上増加することです。

● 交付対象者

個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者、これに準じる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

● 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。

通常単価の8割

<自作地を含めている協定>

- ・平成31年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合（協定認定時面積の10%又は0.5haのうちいずれが多い方）以上増加しない場合は8割単価となります。

通常単価（10割）

<利用権設定・受託農用地のみの協定>

- ・すべて10割単価です。

<自作地を含めている協定>

- ・平成31年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合以上増加することが必要です。

中山間地域等直接支払制度の概要

【平成28年度予算概算決定額 26,300 (29,000) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金
26,000 (28,475) 百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援

【対象地域】

地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

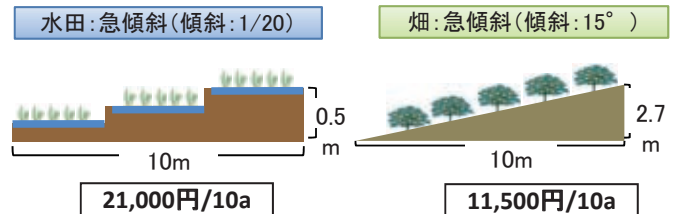
特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法、東日本大震災復興特別区域法

【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
- ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に措置

【集落連携・機能維持加算】

① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援

[単価]

地目にかかわらず
3,000円/10a



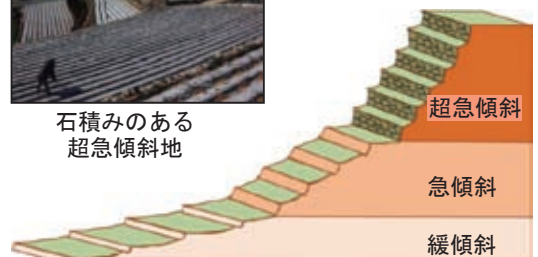
【超急傾斜農地保安全管理加算】

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援



[単価]

田・畑
6,000円/10a



② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援

[単価]

田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

【中山間地域等直接支払推進交付金】 300 (525) 百万円
都道府県、市町村等による事業の推進を支援

平成 26 年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況について

平成 26 年度は 9 市町で 124 協定、約 661ha の農用地を対象に約 62,021 千円の交付金が交付され、耕作放棄の発生防止、多面的機能の増進等の活動が行われました。

平成 26 年度 交付実績

市町村別協定数、交付面積及び交付金額

(単位：件数, ha, 千円)

市町村名	協定数			交付面積			交付金額		
	集落協定	個別協定		集落協定	個別協定		集落協定	個別協定	
合計	124	123	1	661	607	54	62,021	61,483	538
日立市	4	4	-	9	9	-	1,242	1,242	-
常陸太田市	42	41	1	231	177	54	23,499	22,961	538
高萩市	10	10	-	154	154	-	12,635	12,635	-
北茨城市	3	3	-	23	23	-	2,720	2,720	-
笠間市	2	2	-	21	21	-	1,644	1,644	-
常陸大宮市	39	39	-	130	130	-	9,714	9,714	-
桜川市	5	5	-	45	45	-	3,448	3,448	-
城里町	5	5	-	24	24	-	1,911	1,911	-
太子町	14	14	-	25	25	-	5,209	5,209	-

※ 面積等は単位未満を四捨五入したもので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

交付面積の内訳

(単位：ha)

合計	田				畑			採草放牧地
	急傾斜	緩傾斜	小区画		急傾斜	緩傾斜		
661	589	133	436	20	19	5	14	54

集落協定の活動内容 (単位：件数)

農業生産活動等として取り組むべき事項

水路の管理	123
農道の管理	123
農地の法面管理	101
賃借権設定・農作業委託	51
柵、ネット等の設置	33
耕作放棄地の保全管理	5
簡易な基盤整備	5
その他	40

多面的機能を増進する活動

国土保全機能	周辺林地の下草刈り	89
	土壌流亡に配慮した営農	2
保健休養機能	景観作物の作付	70
自然生態系の保全	堆きゅう肥の施肥	4
	魚類・昆虫類の保護	2
	鳥類の餌場の確保	1
その他活動		5

農業生産の継続に向けた活動

A 要件	機械・農作業の共同化	19	協定農用地の拡大	4
	新規就農者の確保	18	高付加価値型農業の実践	2
	認定農業者の育成	6	担い手への農地集積	1
	担い手への農作業の委託	6	農業生産条件の強化	1
B 要件	集落を基礎とした営農組織の育成	1		
C 要件	集団的かつ持続可能な体制整備	71		

中山間地域等直接支払交付金制度の活用については、
最寄りの市町村にご相談ください。

市町村名	担当課	電話番号
日立市	農林水産課	TEL (0294) 22 - 3111
常陸太田市	農政課	TEL (0294) 72 - 3111
高萩市	農林課	TEL (0293) 23 - 2111
北茨城市	農林水産課	TEL (0293) 43 - 1111
笠間市	農政課	TEL (0296) 77 - 1101
常陸大宮市	農林課	TEL (0295) 52 - 1111
桜川市	農林課	TEL (0296) 55 - 1111
城里町	産業振興課	TEL (029) 288 - 3111
大子町	農林課	TEL (0295) 72 - 1111

交付金の手続

交付金を受けるには、市町村長に事業計画の認定を受ける
必要があります。



交付金は、市町村から集落協定代表者に交付します。
※個別協定は認定農業者等に交付します。

交付金の使用方法

集落協定	個別協定
協定参加者の合意により用途を決定します。 個人に支払うだけでなく、 共同取組活動を通して水路・農道等の維持管 理費、景観作物の種苗代、農業機械購入の積 立などに使用できます。	認定農業者等が 使用します。

茨城県農林水産部農地局農村環境課

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL (029) 301 - 4264

FAX (029) 301 - 4269

E - mail nokan4@pref.ibaraki.lg.jp

平成 28 年 2 月作成